

第9回 優良信書便事業者表彰の概要

当協会定款第4条第6号の規定に基づき、第9回優良信書便事業者表彰の募集を行います。自薦・他薦を問いませんので多数応募を頂きますようご案内申し上げます。

■実施要領

1. 趣旨

信書の送達を営む事業者による適正な業務運営の確保、利用者に対するサービス向上及び事業機会の拡大を図る為、これらに貢献する活動を行った者を表彰する。

2. 募集及び選考

3項の選考基準に該当する信書便事業者等を、別紙の推薦書に記載し、2024年12月16日までに、当協会事務局までファクシミリにて応募願います。応募された推薦内容は、当協会の顧問会議の審査の上、理事会の同意を得て決定し、2025年3月に予定する当協会総会の場で表彰する。

3. 選考基準

次のいずれかに該当する個人又は法人から選考する。(必要に応じて活動視察を行う)

- (1)協会が実施する信書便事業に関する研修及び広報活動について、多大な貢献があり、他の模範と認められる者
- (2)利用者に対する更なるサービス向上に関し、多大の貢献があり、他の模範となるものと認められる者
- (3)その他、(1)(2)に該当しないが表彰するに相応しい者

※ 上記の選考ベースとして以下の中に適合するものがあること

- ① 模範生(協会会員の模範となる活動)
- ② 貢献性(業界の発展あるいは社会への貢献度)
- ③ 規律性(業界の信頼を強化する活動)
- ④ 独創性(業界に相応しいビジネスモデルに革新をもたらす活動)
- ⑤ 教育の充実度(業界の信頼を継続する活動)

2. その他

原則として、表彰対象は会員企業とするが、業界の発展に寄与することを勘案し、協会の会員以外の者を表彰することもありうる。

① 選考の方法

各内容にてポイント制度を採用。1人持ち点10点にて平均7点以上を条件
持続可能な活動であることを確認

② 発表の方法

協会のホームページに掲載、業界新聞に紹介する。地方紙への掲載も考慮する。

③ 表彰内容

会長名の賞状を授与

④ 交通費

受賞者の総会参加時の交通費は受賞者負担とする。

問い合わせ先:信書便事業者協会事務局

電話番号:03-5500-5959

MAIL ADDRESS:jimu@shinsho-bin.com